

# 令和7年度 岐阜県立下呂特別支援学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

#### 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、児童生徒会による全校交流会やMSL活動などの体験機会を通して未然防止に努め、自己肯定感や自己有用感を育む。また、けんかやふざけ合いであっても見逃すことなく、早い段階からの確に関わりを持つなどの早期発見・早期対応に心がける。いじめに対する措置並びに重大事態にも真摯に対処する。

### (2) 学校の基本姿勢

- ・教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を児童生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・すべての教育活動をとおして、児童生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- ・児童生徒による主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。

## 2 いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組

### (1) 本校は次のような組織を設置する。

#### [組織の名称]

下呂特別支援学校いじめ防止等対策検討会議

#### [組織の構成員]

学校関係者：校長、教頭、小中学部主事、高等部主事、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当者、養護教諭、関係学級担任等

第三者：外部専門家（弁護士、公認心理師、臨床心理士等）地域代表、保護者代表（PTA会長等）

※校長が会を司る。会務は生徒指導主事が担当する。

#### [組織の運営]

・年2回いじめ防止等対策検討会議を開催する。（6月・2月）

第1回：学校の現状と基本方針、いじめ防止プログラム（年間計画）の確認をする。

第2回：学校の現状と当該年度の報告を行うと共に、成果と課題を整理する。また、次年度基本方針の確認をする。

- ・重大事態発生時には、速やかにいじめ防止等対策検討会議を開催し、事態の対応にあたる。

### (2) 学校及び各分掌の取組

#### 【学校全体】

- ・教育活動全体をとおして、全ての児童生徒に正しい人権意識を醸成する。

- ・「自己評価及び学校関係者評価」により、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・教職員の資質及び人権意識の向上を図るべく、職員研修会等を実施する。

#### 【生活支援部】

- ・「学校生活アンケート」（生活実態調査や迷惑調査等）を実施し状況を把握する。（4，9，1月）
- ・児童生徒、教職員共に「いじめ防止対策チェックシート」を実施し、意識を高める。（5，9，12月）
- ・継続的に学校 SC の利用を促し、気軽に悩み相談ができる環境を整える。
- ・教師に個別相談する機会を設けると共に、各学部及び教育相談担当者や保健室と連絡を密にして、児童生徒に関する情報収集に努める。
- ・情報モラルに関する指導を計画し、実施する。
- ・MS（J）リーダーズ活動等のボランティア活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育むと共に、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・児童生徒会活動（全校集会含む）を通して、人間として望ましい在り方・生き方を考え、相互に尊重し合う態度を養う。
- ・部活動に自主的に取り組み、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としての意識を高める。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市福祉課、スクールカウンセラー）との連携を図る。

#### 【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、わかる授業を確立する。
- ・地域における特別支援学校の児童生徒への理解啓発を図る。
- ・全ての児童生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを推進する。
- ・ICT 機器の活用などと共にユニバーサルデザイン授業を推進する。

#### 【キャリア教育部】

- ・進路に向けた各活動では目的や目標を明確にし、キャリア発達を促す。
- ・インターンシップや社会体験学習を通して、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育てる。

#### 【学び支援部】

- ・児童生徒理解のための校内研究を推進する。
- ・特別支援教育に携わる教員としての資質向上を目指した研修の充実を図る。

#### 【保健安全部】

- ・保健室による各種健康管理をとおして、生命尊重の意識の高揚を図る。
- ・保健室利用者に対して、身体的な健康管理指導だけでなく、心の相談活動も推進する。

#### 【渉外部】

- ・PTA総会で「いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・家庭や地域との緊密な連携により、校外生活指導や教育環境の整備と充実を図る。

### (3) 学校いじめ防止プログラム

月	取 組 等	内 容	目 的
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針情報発信</li> <li>・第1回いじめ防止職員研修</li> <li>・保護者向け啓発（PTA総会）</li> <li>・SC来校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校HPに掲載</li> <li>・学校の方針と具体的対応の確認</li> <li>・いじめ防止基本方針説明</li> <li>・SC活用についての年間計画作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報発信</li> <li>共通理解</li> <li>周知徹底</li> <li>指導助言・直接支援</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別懇談週間（保護者）</li> <li>・第1回教育相談日（KSB）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活の状況確認</li> <li>・個別相談を通して、生活状況の確認</li> <li>・第1回学校生活アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未然防止・早期発見</li> <li>未然防止・早期発見</li> </ul>

	・SC個別相談 ・心のアンケート	・児童生徒の状況把握や支援 ・児童生徒や保護者の状況把握	指導助言・直接支援 未然防止・早期発見
6	・第1回いじめ防止等対策検討会議 ・SC個別相談 ・心のアンケート	・いじめ防止の年間取組について検討 ・基本方針の検討 ・児童生徒の状況把握や支援 ・児童生徒や保護者の状況把握	協議・共通理解 指導助言・直接支援 未然防止・早期発見
7	・第1回いじめ実態調査 ・SC研修 ・情報モラルに関する授業	・4～7月期の調査 ・全職員対象の研修 ・SNS利用に関して（高等部対象）	未然防止・早期発見 資質向上 内容理解
8 ・ 9	・第2回教育相談日（KSB） ・SC個別相談 ・心のアンケート	・個別相談を通して、生活状況の確認 ・学校生活アンケートの実施 ・児童生徒の状況把握や支援 ・児童生徒や保護者の状況把握	未然防止・早期発見 指導助言・直接支援 未然防止・早期発見
10	・個別懇談週間（保護者） ・第2回いじめ防止職員研修 ・第2回教育相談日（KSB） ・SC個別相談	・家庭生活の状況確認 ・いじめのない学校づくり ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・第2回学校生活アンケートの実施 ・児童生徒の状況把握や支援	未然防止・早期発見 共通理解 未然防止・早期発見 指導助言・直接支援
11	・エンジョイゲロSPの実施 ・SC個別相談 ・心のアンケート	・人権問題に対する実践的態度の育成を図る ・湯ヶ峰フェスタの活動として実施 ・児童生徒の状況把握や支援 ・児童生徒や保護者の状況把握	内容理解・直接支援 指導助言・直接支援 未然防止・早期発見
12	・第2回いじめ実態調査 ・学校運営協議会 ・SC個別相談 ・情報モラルに関する授業	・8～12月期の調査 ・いじめ防止に対する意見聴取 ・児童生徒の状況把握や支援 ・SNSトラブルに関して（高等部対象）	未然防止・早期発見 いじめに対する評価 指導助言・直接支援 内容理解
1	・第3回教育相談日（KSB） ・SC来校 ・心のアンケート	・個別相談を通して、生活状況の確認 ・第3回学校生活アンケートの実施 ・SCの講義を実施（高等部対象） ・児童生徒や保護者の状況把握	未然防止・早期発見 未然防止・早期発見 内容理解・直接支援 未然防止・早期発見
2	・個別懇談週間（保護者） ・第2回いじめ防止等対策検討会議	・家庭生活の状況確認 ・現状の確認、次年度基本方針の検討と取組計画の確認。	未然防止・早期発見 報告・協議・共通理解
3	・第3回いじめ実態調査 ・各学部会で	・1～3月期の調査 ・次年度に向けて課題確認	未然防止・早期発見 情報共有・共通理解
年間	・児童生徒の共通理解 ・児童生徒支援会議の適宜実施	・児童生徒について情報交換、支援方法や対応について検討 ・支援を必要とする児童生徒を対象に支援策の検討	情報共有・共通理解・検討 情報共有・共通理解・検討

### 3 いじめ問題発生時の対処

#### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、学校全体で組織的に対応する。

〔対応する組織〕 下呂特別支援学校いじめ防止等対策検討会議

〔対応手順〕

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害児童生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害児童生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）

- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該児童生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

## （２）重大事態への対応の留意点

### [対応手順]

- ・速やかに、いじめ防止等対策検討会議を開催する。必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### [事実関係を明確にするための調査事項]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に配慮し、説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒及び保護者に説明等の措置を取る。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

## （３）いじめの解消について

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも３か月相当の期間継続していること。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないか、被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。

## ４ 資料等の取扱い

### （１）資料の保管

- ・いじめ問題が起きた時の個人調査データの内、一次資料及び、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料さらには調査報告書等は、指導要録との並びで保存期間を５年とする。

策定日	平成26年	4月	1日
改定日	平成29年	10月	1日
改定日	平成31年	4月	1日
改定日	令和2年	4月	1日
改定日	令和3年	4月	1日
改定日	令和4年	4月	1日
改定日	令和5年	4月	1日
改定日	令和6年	4月	1日
改定日	令和7年	4月	1日